

税の申告は正しくお早めに

町県民税、所得税の申告相談



町では、町県民税および所得税の申告相談を次の日程で行います。
なお、申告会場での皆さんの待ち時間を少しでも減らすため、帳簿や領収書などは必ず事前に集計・整理を行い、収支内訳書などを作成して、お越してください。

町県民税、所得税の申告会場

町役場4階大会議室 2月17日(月)～3月16日(月) (土・日曜日、祝日を除く)
8時30分～16時(受付は15時30分まで)

地区申告会場	月 日	開 設 時 間
池 辺 公 民 館	2月21日(金)	9時～16時(受付は15時30分まで)
笠 郷 公 民 館	2月28日(金)	9時～16時(受付は15時30分まで)
日 吉 公 民 館	3月4日(水)	9時～16時(受付は15時30分まで)
町福祉センター	3月6日(金)	9時～16時(受付は15時30分まで)
上多度プラザ	3月11日(水)	9時～16時(受付は15時30分まで)

※役場庁舎の申告会場では、8時より受付番号札を先着順で配布、その他の申告会場では、8時30分から先着順で配布しますが、各会場とも事前に書類整理、計算が済んでいる人から案内します。

※順番の呼び出しのときに、不在の場合は、その番号は無効となり、新たに番号札を取り直していただくことになります。

※会場の混雑状況により、受付を早めに終了する場合があります。

※日によって、相談まで1時間以上お待ちいただく場合があります。時間に余裕を持って、ご来場ください。

申告が必要な人

広報1月号をご確認ください。

申告に必要な持ち物

本人確認書類、印鑑、昨年の収入および控除の金額が分かるものなど

※詳しくは広報1月号をご確認ください。

マイナンバーの記載が必要です

確定申告書および町県民税申告書の提出には「マイナンバー(個人番号)の記載」と「本人確認書類の提示または写しの添付」が必要です。

申告者だけでなく、扶養の対象となる人の分も必要となります。

！ 申告に関するお願い

- ・税務課窓口では、申告の相談は行いません。提出のみの受付となります。
- ・町の申告会場では、①～⑩の申告は受付していませんので、大垣市民会館で申告してください。
①過年分の申告 ②青色申告 ③消費税・贈与税の申告 ④譲渡所得(収用を除く土地・建物や株式の売買)の申告 ⑤分離課税の申告 ⑥雑損控除の申告 ⑦繰越控除の申告 ⑧初めての住宅借入金等特別控除の申告 ⑨準確定申告(亡くなった人の申告) ⑩その他内容が複雑な申告